

平成30年度

施設会計事業計画

社会福祉法人
智雲山福祉会

平成30年度 施設会計 事業計画。

1. 施設運営主体

名称 : 社会福祉法人 智雲山福祉会
 所在地 : 〒869-6403 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙90番地1
 電話番号 : (0966) 32-0421
 代表者氏名 : 理事長 中井 就公

2. 利用施設

【こがね保育園】

施設種類 : 保育所
 施設名称 : こがね保育園
 施設所在地 : 〒869-6403 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙90番地1
 連絡先 : ☎ (0966) 32-0421
 FAX (0966) 32-0133
 E-mail kogane@kmbb.jp
 http://www.kogane-hoikuenn.com
 管理者 : 園長 中井 久美
 対象児童 : 子ども子育て支援法第19条1項2号に定める保育を必要とする3歳以上の子ども(2号認定子ども)及び、同19条1項3号に定める保育を必要とする3歳未満児の子ども(3号認定子ども)
 利用定員 : 40名
 創 立 : 昭和18年4月1日

3. 施設・設備の概要

(1) 施設面積

ア 土地 1041.46㎡
 イ 建物 木造2階建 499.8㎡

(2) 主な設備

乳児室	28.56㎡	0・1歳児保育室	調乳室	3.60㎡	
ほふく室	33.80㎡	0・1歳児保育室	沐浴室	2.15㎡	
保育室	39.44㎡	2歳以上児保育室	職員室	24.80㎡	2階
遊戯室	78.00㎡		職員休憩室	20.80㎡	2階
調理室	28.20㎡		倉庫	27.25㎡	
医務室	2.70㎡		一時・病児室	24.80㎡	
便所	28.92㎡		その他	156.78㎡	

4. 職員の配置状況

園 長	1名	主任保育士	1名	常勤保育士	5名
非常勤保育士	3名	准看護師	1名	調 理 員	1名
事 務 員	1名	運 転 手	1名	保育補助	1名

(H30.4.1.現在)

勤務時間

平常勤務 午前 8時～午後5時
 早番勤務 午前 7時～午後4時
 遅番勤務 午前10時～午後7時

※ローテーションにより、勤務日及び勤務時間は異なる。

※職員一覧は別表

5. 運営方針

①保育の理念（事業運営方針）

「子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す。」

- ・入園する乳幼児（園児）の最善の利益を念頭に、その福祉を積極的に増進することにより最もふさわしい生活の場を提供します。
- ・家庭や地域及び関係機関との緊密な連携の下、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ・歴史・文化・人材等の地域の様々な社会的資源を活用しながら、園児の健全な育ちと保護者に対する支援及び地域の子育て支援に努めます。

②保育方針

「どの子どもも育つ育て方しだい」

児童福祉法の精神に則り、保護者と連携しながら、集団生活の中で一人ひとりの子どもを大切に、適切な環境をつくり心身共に健全な人間性の基礎を養えるよう、保育所保育指針（厚生労働省告示）に基づき保育を行います。

③保育の目標

「私たちは温かく美しい心の人になります」

- (1) 心静かに落ち着きを備え、仏の命を信じお互いに信じ合い、敬い合い拝み合う人間になろう。
- (2) あやまちをあやまちとして、素直に反省し、明朗な心と健やかな身体を備えた人間になろう。
- (3) 己に対して厳しく規律あるくらし、規律の中に幸福を尊ぶ人間になろう。
- (4) すべてのものの生命を大切に、生かし合って生き世の中の為につくし、つくす限りない人間になろう。
- (5) 充たされた一日一日を生き抜き、恵まれていることに感謝し、自らの仕事を果たす使命感をもとう。

6. 保育を提供する日

原則として以下の基準に従って保育を行う。

- (1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとし、日曜日、祝祭日、及び年末年始（12月29日～1月3日）は休園日とする。
- (2) 休園日であっても特別保育事業として休日保育を行う。

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、7時00分より19時00分までの開園時間を基準とし、認定によって以下のとおり。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間認定）

支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間。なお、これ以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開園時間内の範囲で、延長保育を利用できる。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間認定）

支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間。なお、これ以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開園時間内の範囲で、延長保育を利用できる。

8. 保育等の内容

保育所保育指針（H29.3.31.発令厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育に取り組む。

(1) 保育の内容の充実

- ◎仏教保育を基とした心豊かな人格形成を培うための人権教育
- ◎豊かな自然・運動遊具等を利用し、元気な身体作りを行う。

- ◎音体、音楽指導、体育指導を取り入れ、豊かな感性と運動機能の発達を養う。
- ◎石井式、言葉の教育を取り入れ、美しい日本語を身に付ける。
- ◎食育活動を推進し、生きる力を身に付ける。
- ◎球磨村保小中連携カリキュラムを基に育ちをつなぐ視点（基本的な生活習慣の定着・人権を大切に作る心・ふるさと感・勤労観、職業観）への取り組みを行う。
- ◎地域世代間交流・地域の行事等交流活動をととして、地域の中で地域の人たちと成長していける保育に取り組む。

※年間行事計画・全体的な計画は別表

(2) 特別保育事業

- ◎延長保育（前述）午後6時～午後7時
- ◎休日保育（前述）午前8時～午後5時30分
- ◎一時預かり保育 冠婚葬祭等、緊急に保育を必要とする方や、出産等の事由による
一時的な保育 午前8時～午後5時（月曜日～土曜日）
- ◎体調不良児対応型病児保育事業
保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童に対して、保護者の方のお迎えがあるまで、緊急的な対応を必要とする児童を別室にて看護する。
また、本年度は地域の子育て家庭や妊産婦等に対する子育て相談支援の場として、定期的なサロンの開催、更に家庭訪問等を実施する。

◎自主事業

病後児保育・・・病気の回復期でありかつ集団保育が困難な期間において、別室にて保育と看護を実施。なお、感染性の強い病気等その時の状況により受け入れできない場合あり

ミニ学童保育・・・安心できる環境で過ごせるために、小学生の保育を実施。

(3) 給食

- 1歳未満児（たんぽぽ組）・・・月齢や子どもの状態にあわせた離乳食（午前・午後おやつ有）
 - 3歳未満児（たんぽぽ・もも組）・・・ごはん・おかず・おやつ（午前・午後有）
 - 3歳以上児（うめ・さくら組）・・・おかず・おやつ（午後のみ有）※主食は家庭から持参
- ※乳幼児期は発育盛りの時で、日々の活動もはげしく、小さな身体でも多くのエネルギー源を必要とするので、薄味を心がけ、質・量・栄養を十分考え実施する。

なお、給食だよりを毎月各家庭に配布。

※食物アレルギーなどで除去食・対応食が必要な児童への対応（医師の指示書を提出）

※遠足等園外保育の際は、手作り弁当のご協力をお願いします。

※食事は長時間保管できないため、登園時間が遅くなる場合必ず連絡してもらおう。

(4) 保健・衛生・健康管理

医師による内科検診・歯科検診	年2回
尿検査	年2回
身体測定	月1回

◎園児の身体的な面での特記事項の把握。

◎登園前の園児の健康状態の把握。（前夜の発熱・下痢症状、あるいは様子がいつもと違う等）

◎保育中の発病の場合は、保護者の方に連絡して、帰宅・受診など、具体的に対応する。

◎安全面には十分心がけて保育し、万が一ケガ等をした場合、小さな擦り傷・切り傷は園内で手当てする。大きなケガ・骨折・打撲等緊急を要する場合は、保護者の方に連絡を入れると同時に、園より病院を受診する。

◎感染症の病気の場合は、医師の登園許可があるまで、ご家庭での看護をお願いし、治癒後の登園時には登園許可書を必ず提出を依頼。

※自動体外式除細動器（AED）を病児室に設置。

◎嘱託医

内科・・・球磨村診療所	院長	橋口 治	☎ (0966) 32-0377
歯科・・・球磨川歯科	院長	宮原 光春	☎ (0966) 32-1109

(5) 非常災害

◎毎月災害訓練を実施。

万が一、災害が発生した場合、園児の安全確保を最優先に行動し、一時避難を行う。球磨村役場・人吉警察署・一勝地駐在所・消防署等関係機関等と連携を図りながら対応し保護者へ、

連絡・引き渡しが確実に出来るようにする。新年度説明会の折、保護者へ説明しておく。

◎避難場所

状況・規模などにより避難経路が違うので、避難場所を確認しておく。

(最終避難場所・・・せせらぎ、または球磨村立球磨中学校)

◎台風や大雨の場合、登園の自粛をお願いする場合あり。連絡が必ずとれるようにしておく。

(緊急連絡網の作成)

◎不審者等への対応については、訓練や啓発を行うとともに関係機関と連携し、園児の安全確保を最優先に行動する。

※警備業務については、総合警備保障(ALSOK)と業務締結

※火災設備点検については、人吉防災と業務締結

※利用者・職員等に対しては、保育園総合保険制度に加入

(6) **個人情報の取り扱いについて**

当園では、下記の目的のために必要最小限の範囲内において園児及び保護者等の個人情報を使用する場合があります。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、情報を共有すること。
- ・他の保育所へ転園する場合、その兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合に、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・園だより、テレビ、新聞等において、園児の氏名・写真等を使用すること。
- ・特別支援保育を実施する場合、病院他関係施設へ必要な情報提供を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う。

※個人情報使用同意書の提出を保護者へ依頼。

9. **意見・要望・苦情・不満を解消するための相談窓口**

当園に対する保護者や地域住民の方からの意見・要望・苦情・不満を解消するための窓口を下記のとおり設置している。

- | | | | |
|---------|-------|---------------|----------|
| ① 受付担当者 | 主任保育士 | 浅野 美津子 | |
| ② 解決担当者 | 園長 | 中井 久美 | |
| ③ 第三者委員 | 池下 路代 | (元球磨村行政相談員) | ☎32-0013 |
| | 高澤 康成 | (保護者・球磨村議会議員) | ☎32-0792 |

※申立方法・・・面接・電話・FAX・玄関横に設置しているご意見箱への投函など
どのような方法でも可。

※除外される申立・・・当該苦情等に係る事実のあった日から1年以上経過したもの
保育園人事に関するもの